平成２１年（フ）第２５８号
鳥取県八頭郡智頭町大字東宇塚151番地１
債務者　草刈　勝則
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
徳島市西新浜町２丁目１番48号
債務者　金山　貴之
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
徳島市西新浜町２丁目１番48号
債務者　金山美知代
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１７号
徳島市金沢町２丁目３―73―107号、住民票上の住所徳島市北沖洲２丁目８番40号
債務者　沼江　修一
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１８号
徳島市金沢町２丁目３―73―107号、住民票上の住所徳島市北沖洲２丁目８番40号
債務者　沼江　富代
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１９号
徳島市昭和町８丁目87番地の125
債務者　沼江　祐次
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２７号
徳島県阿波市吉野町柿原字二条252番地２、住民票上の住所徳島市多家良町北地100番地の13
債務者　吉本　広稔
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
徳島市名東町２丁目550番地の６
債務者　森岡　安代
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
徳島市津田本町３丁目１番26―102号
債務者　佐川　正行
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
徳島県小松島市田浦町字近里83番地の１―210号、旧住所沖縄県沖縄市照屋１丁目９番11号
債務者　山城　正秀
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９７号
徳島市末広５丁目２番11号
債務者　貞政　敏美
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９８号
徳島市伊月町５丁目２番地の３
債務者　田中なお子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０５号
徳島市不動東町４丁目1533番地、住民票上の住所徳島市南出来島町１丁目41番地
債務者　岡久　紀子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０６号
徳島県板野郡北島町江尻字柳池１番地４―201号
債務者　藤田　真裕（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０７号
徳島県板野郡板野町那東字大道北７番地１　玉田寮
債務者　木村　髙義
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１０号
徳島市南矢三町１丁目１番８―201号
債務者　田中　道徳
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１１号
徳島県吉野川市鴨島町中島61番地１
債務者　中川奈都子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字丸山146番地８
債務者　住友　　薫
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　徳島地方裁判所民事部